

税 務

投資収益率算定は対象外設備も含め計算

生産性向上税制、投資計画上の設備と実際の対象設備は必ずしも一致せず

要 約

- 生産性向上設備投資促進税制の適用要件となる投資収益率の判定は、投資計画全体の金額で。
- 投資収益率計算上の分母には、適用対象外の設備や金額基準満たさない設備も含める必要あり。

平成26年度税制改正により導入された生産性向上設備投資促進税制には、旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデルを取得等した場合に適用される「Aパターン」と、「生産ラインやオペレーションの刷新・改善」をした場合に適用される「Bパターン」がある。このうちBパターンの適用を受けるためには、「設備投資計画上の投資収益率が15%以上（中小法人は5%以上）」であることが求められ、これを「会計士又は税理士」がチェックし、経済産業局の確認を受ける必要がある。

この投資収益率は下記の算式により計算することになるが、分母の「設備投資額」には、投資計画全体の金額を使う必要があるので留意したい。

$$\text{投資収益率} = (\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \div \text{設備投資額}$$

経済産業省は、このBパターンの投資利益率の判定は、「工場単位」や「全社単

位」でもよいとしているが、例えば工場の新設計画自体を生産性向上設備投資促進税制上の投資計画として経済産業局に申請を行う場合には、当該新設計画上の投資額が分母となる。

生産性向上設備投資促進税制の「Bパターン」の対象設備は「機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物」に限られるうえ、各対象設備には金額基準も設けられている（例えば、機械装置は160万円以上、ソフトウェアは単品で30万円以上かつ合計70万円以上など）。工場新設に係る投資額の中には、同税制の適用対象外の設備や金額基準に満たない設備に係るものが含まれている可能性があるが、これらについても分母に含める必要がある。

逆に言うと、工場新設に係る投資額の全額が税制優遇措置（即時償却又は5%税額控除）の対象になるとは限らないということでもある。税制優遇措置の適用対象となるのは、あくまで同税制の適用対象設備に限られる。投資計画に含まれる設備と必ずしも一致するわけではないということだ。

なお、「全社単位」で申請を行うケースとしては、例えば支店等も含め、全社的にオペレーションを効率化するシステムを導入する場合などが考えられる。